

少年事件を通して見える教育現場のあり方
－ 神戸連続児童殺傷事件に焦点をあて －

立命館大学大学院
応用人間科学研究科
対人援助学領域
人間形成・臨床教育クラスター
小林 由季

少年犯罪の要因として、よく家庭環境が注目される。それでは少年犯罪を未然に防ぐためには、家族だけが変わらなければならないのだろうか。子ども達は多くの時間を学校で過ごす。学校もまた、少年犯罪を未然に防ぐために変わっていく必要がある環境であると考ええる。

本研究では神戸連続児童殺傷事件に焦点をあて、当時の教育現場では少年Aに対しどのような対応をしていたのかを明らかにした。それらの中で、教師の対応として妥当ではないと考えられるものや、さらなる動きが期待できると考えられるものについて言及し、現在の学校システムを用いながら検討した。また、教師が児童生徒とかかわる上で重要であると思われる児童福祉法、いじめ防止対策推進法、発達障害者支援法を用い、これらの法律に基づいて教師はどのように動かななくてはいけないのかを検討した。

検討の結果、事件当時に現在の学校システムや法律が整備されていれば、この事件を防ぐために教育現場は様々な対応ができたと思われる。しかしどれだけ学校システムが整えられたとしても、確実に活用されなくては意味がない。本研究を通して最も重要と感じたことは、学校システムを活用するために、教職員が専門職や外部機関と“連携”することである。